

はじめに

平成28年4月1日に施行された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」により農業委員会等に関する法律（農業委員会法）が改正され、「農地等の利用の最適化の推進」、すなわち、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の必須事務となりました。この農地等の利用の最適化に適した体制とするため、区域ごとに新たに「農地利用最適化推進委員」が置かれており、農業委員と連携して取り組む体制が整備されました。

また、令和元年の「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」により、市町村が取り組む「人・農地プラン」等の話合いに対して、農業委員会は農地所有者等の意向把握を行い、農業委員及び農地利用最適化推進委員が話合いに参加する等、必要な協力を行うとされました。

これらの改正の背景には、農業者の高齢化やリタイア、後継者の不在等に起因する農業者の減少という問題が横たわっています。今後、使われない農地がさらに増えていく恐れがある中、「今、耕されている農地を、耕せるうちに、耕せる人へ、次の農業者へバトンをつなぐ」という取り組みである、農地等の利用の最適化の推進が何よりも必要になっています。

そのため、農業委員と農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局等が相互に連携し、都道府県農業会議、全国農業会議所とともに「農業委員会ネットワーク」として組織一丸となった取り組みを強化していくことが急務となっています。

本テキストを通じて、法律に基づく農業委員会の事務、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割についての理解が深まり、活動の充実につながれば幸いです。

全国農業委員会ネットワーク機構（一般社団法人 全国農業会議所）

農業委員会 研修テキストシリーズ ① 農業委員会制度 — 農地利用の最適化の推進 —

※本文中の農業委員会法の条項は、令和3年9月3日時点のものを記載しています。

目次

| | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 農業委員会の基礎知識 | 2 |
| 2 | 農業委員会組織とは | 6 |
| 3 | 農業委員会とは | 6 |
| 4 | 農業委員会の事務と農業委員・農地利用最適化推進委員の役割 | 12 |
| 5 | 農業委員会としての「指針」の策定と活動の点検・評価及び公表 | 22 |
| 6 | 農業委員・農地利用最適化推進委員として注意すべきこと | 24 |
| 7 | 巻末資料 | 25 |

1 農業委員会の基礎知識

(1) 農業委員会の4つの基本的な性格

農地の確保と有効利用に向けて取り組みます

【農地行政を担う組織】

効率的な農地利用について、農業者を代表して公正に審査します。



農地等の利用の最適化に取り組めます

【農業生産力の増進を支援する組織】

担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を通じて、地域農業の発展に寄与します。



農業の担い手の育成・確保に取り組めます

【農業経営の合理化を支援する組織】

農業の担い手の育成・確保と効果的な情報の提供活動を通じて、地域農業の発展に寄与します。



地域の課題解決に向けて取り組みます

【農業・農村の声を代表する組織】

農業者・集落又は農業団体の声を行政・政策に反映します。



(2) 農業委員会の事務

第1は 農業委員会法 第6条第1項事務

農業委員会だけが専属的な権限として行う事務です。

これは、農業委員による合議体である行政委員会として、農地の権利移動についての許可、農地転用申請書の受理や意見書の添付等の農地法に基づく事務等です。

また、農地に関連する税制等の事務も含まれています。

第2は 農業委員会法 第6条第2項事務

平成28年の改正農業委員会法施行で新たに必須事務に位置付けられた「農地等の利用の最適化」とは、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進を柱とした活動です。

認定農業者等担い手の規模拡大意欲と遊休農地所有者等農地の出し手への意向確認等を支援するため、「人・農地プラン」の作成・見直し等の地域における協議の場を活用しつつ、農地中間管理機構との連携強化によって活動の成果を上げることが求められています。

第3は 農業委員会法 第6条第3項事務

農地を有効利用するためには、その対象となる農業経営の合理化が不可欠です。

このため、農業委員会は、農業経営の法人化、複式簿記の記帳や青色申告等を通じて、担い手の育成・確保を図ります。

また、地域農業の状況を把握するための調査や制度・施策・農業経営の改善に役立つ情報の提供も行います。

地域農業の発展、農業者の自主性を発揮させる観点からも、農業委員会の積極的な活動が求められています。

第4は 農業委員会法第38条に基づく意見の提出

農業委員会は、農地等の利用の最適化に取り組む中で、広く農業者の声をくみ上げ、関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければなりません。

また、改善意見の提出を受けた関係行政機関等は、その内容を考慮しなければならないこととされています。